

# 大川市議会第6回定例会会議録

平成23年11月28日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1.出席議員

1番	内藤栄治	10番	箴島かおる
2番	吉川一寿	11番	岡秀昭
3番	古賀龍彦	12番	石橋正毫
4番	池末秀夫	13番	井口嘉生
5番	水落常志	14番	永島守
6番	石橋忠敏	15番	福永寛
7番	今村幸稔	16番	古賀光子
8番	中村博満	17番	川野栄美子
9番	平木一朗		

## 欠席議員

なし

## 2.地方自治法第121条の規定により出席した市吏員

市	長	植木光治									
副市	長	福島裕幸									
教	育	長	石橋良知								
会	計	管	理	者	長	宇木博子					
(兼)	会	計	課	長							
消	防	長	今村辰雄								
(兼)	総	務	課	長							
経	営	政	策	課	長	木下修二					
総	務	課	長	今泉貞則							
(併)	選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局	長

企 画 調 整 課 長	本 村 和 也
農 業 水 産 課 長 ( 併 ) 農 業 委 員 会 事 務 局 長	添 島 清 美
上 下 水 道 課 長	武 下 知 寛
学 校 教 育 課 長	武 下 博 子
監 査 事 務 局 長	石 橋 新 一 郎

3 . 本議会の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	古 賀 文 隆
議 会 事 務 局 書 記	永 尾 龍 之 介
議 会 事 務 局 書 記	堀 修
議 会 事 務 局 書 記	古 賀 章 子

4 . 付議事件

- 1 . 開 会 の 宣 告
- 1 . 会 期 の 決 定
- 1 . 議 案 の 上 程

- 議案第49号 大川市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第50号 大川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第51号 大川市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第52号 平成23年度大川市一般会計補正予算
- 議案第53号 平成23年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算
- 議案第54号 平成23年度大川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 議案第55号 平成23年度大川市介護保険事業特別会計補正予算
- 議案第56号 平成23年度大川市下水道事業特別会計補正予算
- 議案第57号 平成23年度大川市上水道事業会計補正予算
- 議案第58号 筑後地域消防通信指令事務協議会規約の制定に関する協議について

議案第59号 大川市土地開発公社の解散について

議案第60号 市道路線の認定について

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推せんについて

1. 提案理由の説明

1. 一部議案質疑・討論・採決

(諮問第4号)

1. 一部議案質疑

(議案第50号)

1. 委員会付託

(議案第50号)

1. 委員長報告

1. 質疑、討論、採決

(議案第50号)

午前9時30分 開会

議長(中村博満君)

皆さんおはようございます。各位の御参集、感謝申し上げます。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年第6回大川市議会定例会を開会いたします。

これから直ちに会議を開きます。

まず、会期決定の件を議題といたします。

本定例会の付議事件は、市長から送付を受けております議案第49号 大川市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてなど13件、ほかに請願1件であります。

お諮りいたします。本定例会の会期は、付議事件及び諸般の関係から勘案いたしまして、本日から12月9日までの12日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月9日までの12日間と決

定いたしました。

なお、本会期中における議事日程については、さきに配付いたしました日程表のとおりといたしたいと思いますので、さよう御承知の上、御協力のほどをお願いいたします。

次に、議案の上程を行います。市長から議案13件の送付がなされ、これを受理いたしました。

案件及び議案の朗読を省略し、議案第49号 大川市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、諮問第4号 人権擁護委員候補者の推せんについてまで案件13件を一括議題といたします。

これより、提案理由の説明を行います。市長の提案理由の説明を求めます。市長。

市長（植木光治君）（登壇）

おはようございます。ことしもあと余すところ一月余りとなりましたけれども、大分冬らしくなってきました。

早速でございますけれども、提案理由の説明を申し上げます。

本日ここに平成23年第6回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私とも御多用な中にもかかわらず御参集賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この議会に提案をいたしております議案は13件であります。その内訳は、条例議案3件、予算議案6件、その他4件であります。

まず、議案第49号 大川市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本議案は、スポーツ振興法の改正によりスポーツ基本法が施行され、体育指導員の名称がスポーツ推進委員に改正されたことに伴い所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第50号 大川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本議案は、人事院が9月30日に国会及び内閣に対して、国家公務員の給与に関する勧告を行いましたので、本市におきましても人事院勧告を尊重し、当該勧告に準じて、一般職員の給与について所要の改正を行おうとするものであります。条例施行日の関係上、急ぎの施行を要しますので、他の議案に先立ちまして、本日の審議をお願いいたします。

次に、議案第51号 大川市税条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本議案は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が公布、施行されたこと、並びに納税者の利便性向上等のため軽自動車税の納期を変更することなどに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第52号 平成23年度大川市一般会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正をお願いするものでありまして、各款に計上いたしております人件費は、職員の給与改定並びに異動等に伴いまして、各款の人件費を調整しようとするものであります。

総務費につきましては、平成22年度特別保育対策等促進事業費補助金返還金及び平成22年度妊婦健康診査支援事業補助金返還金等10,101千円を計上いたしております。

民生費につきましては、障害者自立支援給付費65,000千円、老人保護措置費委託料13,069千円、重度障害者医療費助成費17,888千円、子ども手当の制度改正に伴うシステム改修費等3,874千円、生活保護新システムの導入に要する経費13,125千円、生活保護医療扶助費13,000千円を計上いたしております。

農林水産業費につきましては、農業用排水路整備事業負担金10,000千円を計上いたしております。

商工費につきましては、産地大川の製品や技術力をアピールするため、九州国立博物館大川インテリアフェア開催事業補助金2,000千円を計上いたしております。

消防費につきましては、東日本大震災に伴う掛金の引き上げに要する消防団員等公務災害補償等組合負担金7,730千円を計上いたしております。

教育費につきましては、大規模小学校で調理した給食を近隣の小規模小学校へ配送する親子方式の導入に要する経費17,177千円を計上いたしております。

以上によりまして、今回の補正総額は163,699千円となったところでありますが、これが財源といたしましては、歳出に見合う国庫支出金、県支出金及び繰越金をもって充当した次第であります。

次に、議案第53号 平成23年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算から議案第57号 平成23年度大川市上水道事業会計補正予算についてまで、一括して御説明申し上げます。

5議案とも、歳入歳出予算の補正をお願いするものでありまして、職員の給与改定並びに異動等による人件費の調整に要する経費について、予算の補正をしようとするものであります。

次に、議案第58号 筑後地域消防通信指令事務協議会規約の制定に関する協議について御説明申し上げます。

本議案は、筑後地域消防通信指令事務協議会規約を制定すること及び平成24年4月1日から筑後地域消防通信指令事務協議会を設置することについて、地方自治法第252条の2第1項の規定により、関係地方公共団体と協議したいので、同条第3項の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第59号 大川市土地開発公社の解散について御説明申し上げます。

本議案は、大川市土地開発公社を解散することについて、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第60号 市道路線の認定については、議案の末尾に理由を付しておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

次に、諮問第4号 人権擁護委員候補者の推せんについてであります。議案の末尾に理由を付しておりますとおり、人権擁護委員候補者として、今村由利子君を推薦しようとするものであります。

同君は、人格識見ともにすぐれ、広く社会の実情にも通じ、人権擁護委員として最もふさわしい人物であると考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、提出議案の概要について御説明申し上げましたが、いずれの議案も市政運営上、緊要なものであります。慎重御審議の上、御議決いただきますよう、お願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（中村博満君）

提案理由の説明は終わりました。

次に、この際お諮りいたします。

ただいま議題といたしております案件のうち、諮問第4号 人権擁護委員候補者の推せんについて、以上1件については、委員会付託を省略し、直ちに本会議で審議いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、諮問第4号 人権擁護委員候補者の推せんについてを議題といたします。

これから、ただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻まで

に質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推せんについてを採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案に同意することに決しました。

次に、この際お諮りいたします。

ただいま議題といたしております案件のうち、議案第50号 大川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、以上1件については、急を要する案件として、本日審議いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう、決しました。

それでは、議案第50号を議題といたします。

これから、ただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、議案を所管する委員会に付託いたします。

お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、議案第50号を総務委員会に付託いたします。

ここで、総務委員会開催のため暫時休憩をいたします。

なお、再開時刻につきましては、後ほどお知らせいたします。

午前9時43分 休憩

午前10時49分 再開

議長（中村博満君）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

総務委員会に付託してありました議案第50号 大川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから総務委員会における審査の経過並びに結果について、総務委員長の報告を求めま

す。総務委員長、石橋正毫君。

総務委員長（石橋正毫君）（登壇）

私は、総務委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第50号 大川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

説明によりますと、本議案は、人事院が9月30日に国会及び内閣に対して、国家公務員の給与に関する勧告を行いましたので、本市におきましても人事院勧告を尊重し、当該勧告に準じて、一般職員の給与について所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では、今回の条例改正による減額改定の対象職員の数と年間の削減額についてただしたところ、対象職員数は173人で、削減額は年間4,910千円程度である旨の答弁がなされました。

本委員会では、採決の結果、本案は原案のとおり採決すべきものと決した次第であります。

（9ページで訂正）

以上で私の報告を終わります。

議長（中村博満君）

総務委員長の報告は終わりました。

これから総務委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

議案第50号 大川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。（「議長、あのですね、委員長報告を訂正せんでいいですか」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってください。（「あなたの発言と違いますよ」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってください。



総務委員長の訂正を求めます。

総務委員長（石橋正毫君）（登壇）

私の総務委員長報告の中で、一部表現に過ちがありましたので、訂正をいたしたいと思えます。

最後のほうでございます。「委員会では、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。」と訂正させていただきます。

議長（中村博満君）

ただいまの総務委員長の報告は、原案のとおり「可決」というところを「採決」という表現があったようでございますので、今訂正があったところでございます。

では、改めまして、議案第50号 大川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、この際、お諮りいたします。あす11月29日から11月30日までの2日間は、議事の都合により休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、次の本会議は、来る12月1日の午前9時から開くことになっておりますので、念のため申し添えておきます。

以上で本日の議事は終了いたしました。本日は、これにて散会をいたします。

午前10時55分 散会